

意見募集期間

2025 年 10 月 8 日～2025 年 10 月 22 日

容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
リクワイアメント対応
(発動指令電源) 編
(対象実需給年度：2026 年度)
(案)

2025 年 XX 月 XX 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2025 年 XX 月 XX 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者.....	6
1.2	本業務マニュアルの構成.....	8
1.3	容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧.....	9
1.4	発動指令電源に係るリクワイアメントの概要説明.....	10
1.5	リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項.....	12
第2章	算定諸元登録（発動実績）	15
2.1	発動指令回数の実績確認.....	17
2.2	ベースライン・発動実績の算定と登録.....	19
第3章	アセスメント結果への対応（発動指令）	36
3.1	発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き.....	38
Appendix.1	様式一覧.....	50
Appendix.2	図表一覧.....	54
Appendix.3	業務手順全体図.....	55
Appendix.4	実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集.....	56

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（発動指令電源）編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは実需給期間の直前から実需給期間にかけて実施する業務のうち、リクワイアメント・アセスメントに係る容量提供事業者が実施すべき業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています（図 1-1 参照）。

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、『Appendix.3 業務手順全体図』に記載をしております。

容量提供事業者が提供する電源の電源等区分によって課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類が異なるため、業務マニュアルは電源等区分ごとに作成しています。

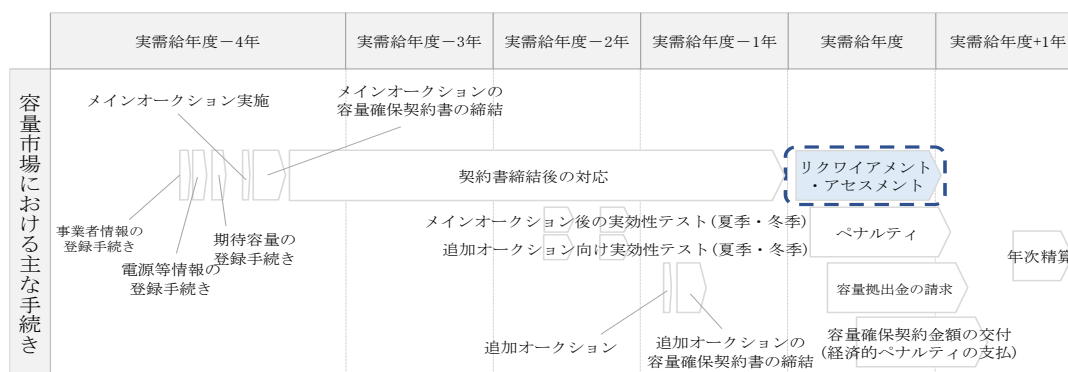


図 1-1 本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

対象実需給月を N 月とした場合の、リクワイアメント対応（発動指令電源）業務のスケジュールは、以下の通りとなります。

表 1-1 リクワイアメント対応（発動指令電源）業務の主なスケジュール

項目（参照箇所）	時期	概要
ベースライン算定における経済 DR 実施日の除外申請（『2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録』）	発動日から 5 営業日	電力需給ひっ迫注意報、警報の発令期間中、又は広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済 DR を実施した場合、ベースライン算定から経済 DR 実施日を除外するための申請を行っていただきます。
ベースライン・発動実績の登録（『2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録』）	～N+2 月第 10 営業日	電源又は需要抑制のベースライン・発動実績の登録を行っていただきます。
アセスメント結果仮確定に対する異議申立（『3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き』）	アセスメント結果の受領日を含む 7 営業日	発動実績の突合結果・アセスメント結果に異議がある場合に、異議申立を行っていただきます。
ベースライン・発動実績の修正登録（『3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き』）	～N+3 月第 10 営業日	ベースライン・発動実績に修正が必要な場合に、修正登録を行っていただきます。

具体的なリクワイアメント対応（発動指令電源）業務に関しては第 2 章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の 1.1～1.3 も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者
- 1.2 本業務マニュアルの構成
- 1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

1.1 本業務マニュアルの対象事業者

本業務マニュアルの対象事業者は、実需給 2026 年度期間中の容量オークションに落札した発動指令電源を提供する容量提供事業者、若しくは電源等差替により発動指令電源に対する差替先となった電源を提供する事業者です。電源等差替を実施していない容量提供事業者を対象としたマニュアル、電源等差替を実施している差替先・差替元の事業者を対象としたマニュアルをそれぞれ一覧化しておりますので、ご確認ください（図 1-2、図 1-3 参照）。電源等差替により発動指令電源に対する差替先となった電源を提供する事業者が確認すべき具体的な箇所は、第2章『算定諸元登録（発動実績）』です。

なお、発動指令電源の差替先事業者が容量確保契約を締結していない場合は、差替元電源区分に係る業務マニュアルを確認していただく必要があります。

○：確認が必要

電源等区分	業務マニュアル			
	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
安定電源	○	－	－	－
変動電源(単独)	－	○	－	－
変動電源(アグリゲート)	－	－	○	－
発動指令電源	－	－	－	○

図 1-2 電源等差替を実施していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル

○：全編確認が必要
△：一部確認が必要

事業者 区分	差替先電源の 電源等区分	差替元電源の 電源等区分	業務マニュアル			
			業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
差替元 事業者	-	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	-	○
差替先 事業者	安定電源	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	○	△	-	-
		変動電源(アグリゲート)	○	-	△	-
		発動指令電源	○	-	-	△
	変動電源(単独)	安定電源	△	○	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	○	△	-
		発動指令電源	-	○	-	△
	変動電源 (アグリゲート)	安定電源	△	-	○	-
		変動電源(単独)	-	△	○	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	○	△
	発動指令電源	安定電源	△	-	-	○
		変動電源(単独)	-	△	-	○
		変動電源(アグリゲート)	-	-	△	○
		発動指令電源	-	-	-	○

図 1-3 電源等差替を実施している事業者が確認すべきマニュアル

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-4 参照）。

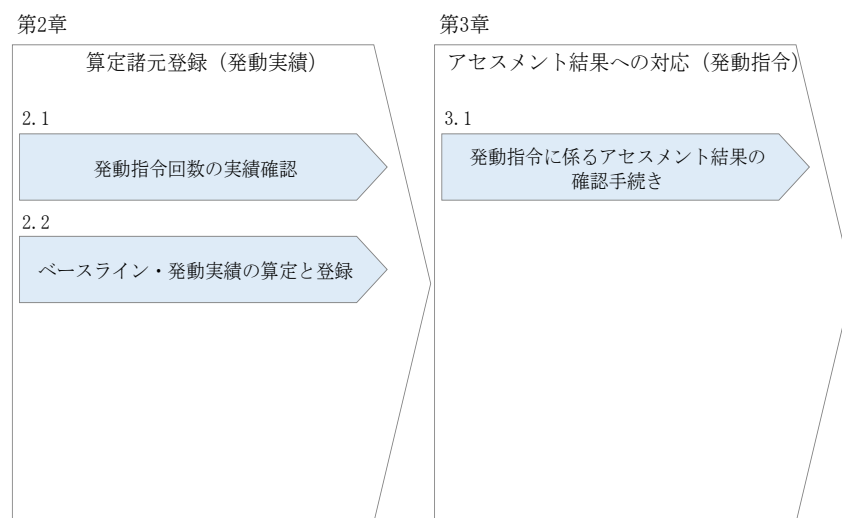


図 1-4 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

アセスメントに必要となる算定諸元の登録手続きは第2章、実際のアセスメント業務の実施に係る異議申立等の手順は第3章を参照してください。

1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり、容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元について、一覧化しておりますのでご確認ください（図 1-5 参照）。

容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合

登録主体	発動実績
容量提供事業者	・落札した電源等リストおよびリソースの全量

容量提供事業者が電源等差替を行った場合

登録主体	発動実績
差替元電源等提供者	部分差替の場合
	・差替元の電源等リストおよびリソースの全量 ・差替先電源から差替元電源に配分された量の電源等リストおよびリソース
差替元電源等提供者	全量差替の場合
	・差替先電源から差替元電源に配分された量の電源等リストおよびリソース

電源等差替により差替先電源等提供者となった場合

登録主体	発動実績
差替先電源等提供者	登録不要 ※差替先電源から差替元電源に配分した量の電源等リストおよびリソースの発動実績の差替元電源等提供者への提出は必要

図 1-5 発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧³

注：容量市場システムの稼働時間は原則、平日及び休日にあたる火曜日 9 時～18 時となっております。

³ 本業務マニュアルでは、事業者が容量市場システム上にアップロードする算定諸元については「算定諸元の登録」、事業者がメールにて本機関に送付する算定諸元については「算定諸元の提出」と表記をしています。

1.4 発動指令電源に係るリクワイアメントの概要説明

本節では、発動指令電源に係る実需給期間中のリクワイアメント概要を説明します。

1.4.1 発動指令への対応

本項では、発動指令への対応について説明します。

1.4.1.1 属地一般送配電事業者からの発動指令

1.4.1.2 供給力の提供

1.4.1.3 発動実績の算定と実績報告

1.4.1.1 属地一般送配電事業者からの発動指令

年間12回を上限として、属地一般送配電事業者から発動指令が発令されます。
指令時間などの詳細については、『1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項』を確認してください。

1.4.1.2 供給力の提供

属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合、容量提供事業者は発動指令電源を適切に発動し、供給力を提供してください。供給力の提供にあたっては、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場への市場応札を適切に実施してください。

ただし、発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースに関して、属地一般送配電事業者からの発動指令が発令された時間帯（コマ）と需給調整市場で約定している時間帯（コマ）が一部でも重複している場合、当該重複コマに対して、当該リソースは需給調整市場における調整力指令に従ってください。その結果、当該リソースを含む電源等リストの発動実績がアセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合は、当該重複コマに関してリクワイアメントを満たしているものとみなします。

注：発動指令電源の計画提出及び精算単価について

発動指令後、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等に入札する場合、供給量確定前・市場約定前であっても発電計画値及び需要抑制計画値を速やかに変更してください。

発動指令電源のうち需要抑制リソースについては、本機関に提出する需要抑制計画の内訳に、電源等リスト単位で、「該当する需要抑制リソースの抑制計画値の合計値」、「該当する需要抑制リソースのベースラインの合計値」、「該当する需要抑制リソースの供給地点特定番号のうち最も若い番号」を記載してください。

上記の需要抑制計画の内訳への記載は発動指令がない場合においても実施していただきますようお願いいたします。

※詳細は「2024 年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料（2024 年 7 月 31 日更新版）」及び「発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領」、「需要抑制計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格 記載要領」をご確認ください。

また、発動指令電源のリクワイアメントにおいて、相対契約又は卸電力市場等を通じて小売電気事業者へ供給力を提供することとしていますが、適切に入札した結果、未約定となった場合、未約定分についてはインバランスとして扱います。

ただし、以下のリソースにおける OP 等の増出力分は、属地一般送配電事業者と調整力精算とします。

- ① 余力活用契約を締結している 1 地点複数応札のリソース
- ② 需給調整市場との同時約定をしていた 1 地点複数応札のリソース

なお、本機関では、事業者による適切な計画作成・提出を促すべく、計画値と実績値の差異（インバランス）を生じさせている事業者には、必要に応じて注意喚起やヒアリングを実施しております。

1.4.1.3 発動実績の算定と実績報告

発動指令が発令された容量提供事業者は第2章以降を参照し、発動実績の算定と本機関への実績報告を実施してください。

1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項

発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項について、一覧化しておりますのでご確認ください。

項目		内容
(1) 容量の提供		
(1)-1	継続時間	3 時間（指令後の取消し、中断は行いません）
(1)-2	指令時間	応動の 3 時間以上前 （指令の対象時間は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く 9 時～20 時の間）
(1)-3	年間発動回数	12 回（1 日 1 回）
(1)-4	例外的な発動要請	一般送配電事業者から、年間 13 回以上又は 1 日 2 回以上の発動要請が出される場合、年間 13 回目以降又は 1 日 2 回目以降の発動要請はアセスメント及びペナルティの対象外となりますが、可能な限りご協力をお願いします
(1)-5	指令への応諾確認	発動指令受令後、簡易指令システムにて速やかに、指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ返信してください（専用線オンラインは不要）。 指令を応諾した旨が返信されない場合、一般送配電事業者から容量提供事業者へ、確認の連絡が行われる場合があります。 属地一般送配電事業者からの連絡については、電源等情報の「発動指令時の連絡先」に記載いただいた連絡先に送付されます。連絡先の変更がある場合、速やかに電源等情報を修正していただくとともに、属地一般送配電事業者へ、メールにて連絡をお願いいたします。なお、属地一般送配電事業者の連絡先については、下記の注 1 をご確認ください。
(2) 電源等差替		電源等差替の場合、当該エリアの一般送配電事業者からの指令に従ってください。

注1：各一般送配電事業者の連絡先

北海道電力ネットワーク 株式会社	koubochousei@hepco.co.jp
東北電力ネットワーク 株式会社	s.cyukyu-yoryoshijo.nv@tohoku-epco.co.jp
東京電力パワーグリッド 株式会社	hatsudoushirei@tepcoco.jp (上記は連絡専用のアドレスであり、その他のお問合せは youryou-hatsudoushirei@tepcoco.jp へ送付ください。)
中部電力パワーグリッド 株式会社	Chuden.Drsystem@chuden.co.jp
北陸電力送配電株式会社	youryo_si_jyo@nw.rikuden.co.jp
関西電力送配電株式会社	kansai-tso.jikkousei-test@c4.kansai-td.co.jp
中国電力ネットワーク 株式会社	VA1081@pnet.energia.co.jp
四国電力送配電株式会社	aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp
九州電力送配電株式会社	youryo_si_jyo@kyuden.co.jp

注2：アセスメントの対象となる発令について

1日複数回発令された場合、同日内の1回分のみがアセスメントの対象となります（アセスメント対象となる発令回は1回目の指令となります。）。

なお、年間で13回目以降の発令（ただし、1日複数回発令された場合、発令回数を1回分として計算）はアセスメント及びペナルティの対象外となりますが、可能な限りご協力をお願いします。ベースライン・発動実績の算定と登録の手続きは不要となります。

注3：オンライン機能（簡易指令システムを含む）が故障等により停止した場合の対応について

実需給期間中において、一般送配電事業者からオンライン機能（簡易指令システムを含む）を通じた発動指令ができない場合は、電話又はメール等での発動指令を行うことがあります。

メール等での発動指令受令後、速やかに指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ連絡してください。

ここで、発動指令に対応できなかった場合、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。経済的ペナ

ルティの適用対象となるか否かは、当該事象が発生した場合に個別に確認させていただきます。

注4：属地一般送配電事業者からの指令内容について

応動の3時間以上前に、属地一般送電事業者から発令される発動指令について、簡易指令システムにおいては、発動指令に対応した MarketContext（以下、「MC」）※1の受信により、発動指令として対応いただきます。

指令量については、差分指令・実出力指令によらず「容量確保契約容量」となります。容量提供事業者が計上されている計画等によっては追従すべき指令値とならない場合※2があるため、自動追従しない（制御上は読み捨てていただく。）ようご注意ください（指令応諾の送信には対応いただきます。）。

1 地点複数応札の電源で、属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続されている電源の場合、実需給時に一般送配電事業者が発電計画をもとに直接発電量を制御します。したがって、発動指令受令時に、発電計画値<容量確保契約容量であった場合、受令後 GC までに速やかに発電計画値を変更してください。

※1 一般送配電事業者から簡易指令システム利用者に別途周知されるもの。

※2 例えば、発動指令受令前に、既に容量確保契約容量以上の計画等の計上をされている場合には、指令量に合わせて計画等を減少いただく必要はございません。

注5：実効性テストについて

対象年度の前々年度に実施している実効性テストにおける簡易指令システムの MC の設定は、実運用における設定と異なる場合があります。必要に応じて、属地一般送配電事業者にご確認ください。

注6：電源等差替が実施された場合の指令ルートについて

容量確保契約を締結しているのは差替元電源等の容量提供事業者であるため、原則として、差替元電源等の容量提供事業者に対して、属地一般送配電事業者より指令が出されますので、差替元電源等の容量提供事業者より、差替先電源等の事業者へ増発等の連絡を実施願います。

第2章 算定諸元登録（発動実績）

本章では、算定諸元登録（発動実績）に関する以下の内容について説明します（図2-1 参照）。

2.1 発動指令回数の実績確認

2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

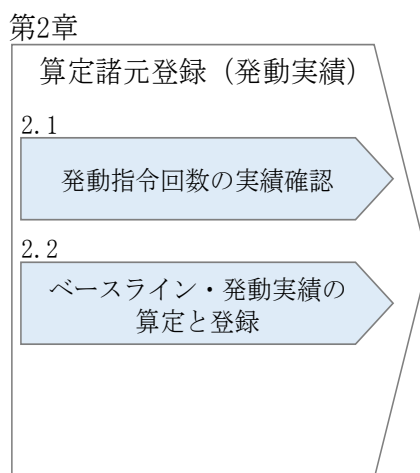


図 2-1 第2章の構成

注1：電源等リストの変更申込について

電源等リストの変更申込については、容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2026年度）の『2.2.1 電源等リストの変更申込』を参照してください（ただし、電源等リストの名称については下記の注3の通りとしてください）。

注2：電源等リストの変更申込の期限について

実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月10日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月11日～当月10日までの期間に申し込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。

従って、例えば5月1日からの電源等リストの変更を希望する対象事業者は、遅くとも4月10日までに変更申込を行うようにしてください。この場合、対象月は5月となります。

注3：電源等リストの名称について

実需給期間中に使用する電源等リストの変更申込の場合、電源等リストの名称は「エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度・対象月_電源等識別番号_A枝番_R更新回数.xlsx」としてください。
なお、更新回数は修正があるファイルのみ変更してください。

例) 変更申込（初回）の場合

東京_電源等リスト_0123_202405_0123456789_A1_R1.xlsx

東京	電源等リスト	0123	202405	0123456789	A1	R1
エリア		事業者コード	対象実需給年度・対象月	電源等識別番号	A枝番	R更新回数

※ファイルを分割しない場合、A枝番は不要です。

例) 変更申込（2回目）の場合

東京_電源等リスト_0123_202405_0123456789_A1_R2.xlsx

注4：電源等リストの変更時の提出書類について、電源等リストに電源又は需要抑制リソースを追加することを希望する場合、追加する電源又は需要抑制に係る書類のみを提出してください。一方で、電源等リストから電源又は需要抑制リソースを削除することを希望する場合、書類の提出は必要ありません。

注5：地点特定番号の変更を通知された場合は電源等リストの変更申込を行ってください。ただし、一般送配電事業者の都合等により地点特定番号の変更を通知されたのが電源等リストの変更申込の期日（注1）以降となった場合は、発動実績登録時に新旧番号の読替表を所定の様式にて証憑を添えて提出してください。電源等リストの変更申込を期日までに行えなかったやむを得ない理由があると認められる場合に限りアセスメントにおいて考慮します。なお、電源等リストの変更・読替表の提出のいずれも行われない場合は発動量を零と算定します。

注6：バイオマス比率の有効桁数は小数点以下第一位までです。第二位以降がある場合は第二位を切り上げて記入ください。

2.1 発動指令回数の実績確認

本節では、発動指令回数の実績確認について以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 発動指令回数の実績確認

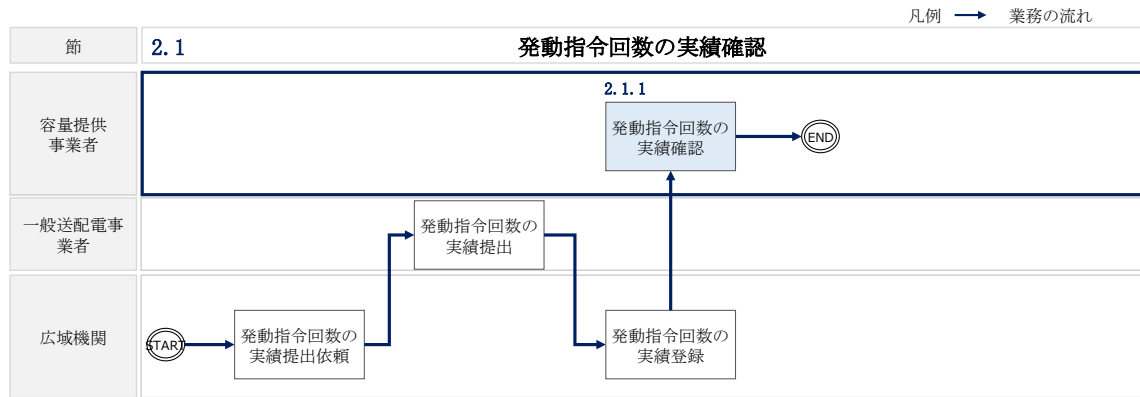


図 2-2 発動指令回数の実績確認の詳細構成

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

本項では、発動指令回数の実績確認について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

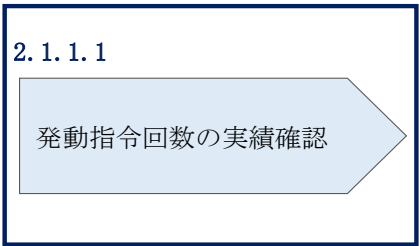


図 2-3 発動指令回数の実績確認の手順

2.1.1.1.1 発動指令回数の実績確認

本機関にて発動指令回数の実績を容量市場システムに登録した際に、容量市場システムに登録したメールアドレス宛にその旨が通知されますので、発動指令の回数や日時が合っているかを容量市場システム上で確認してください。

ここで確認した発動指令回数に対して、発動実績を登録していただきます（詳細は、『2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録』を参照）。

容量市場システムの折り畳みメニュー>リクワイアメント・アセスメント>発動指令>発動指令アセスメントデータ一覧画面、の順にリンクをクリックして、「発動指令アセスメントデータ一覧画面」へ進んでください。

実需給年度と実需給月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「発動指令アセスメントデータ一覧」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、発動指令回数や発動開始日時が正しいかを確認してください。

確認した発動指令回数や日時に異議がある場合は、youryou_rikuase@occto.or.jp にお問合せください。

2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

本節では、ベースライン・発動実績の算定と登録について以下の流れで説明します（図 2-4 参照）。

2.2.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

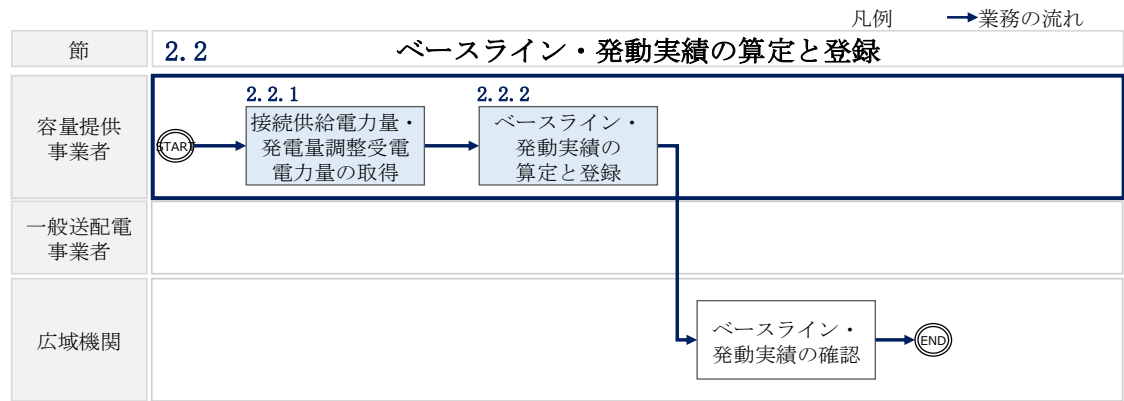


図 2-4 ベースライン・発動実績の算定と登録の詳細構成

2.2.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

本項では、接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得について説明します（図 2-5 参照）。

2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

2.2.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

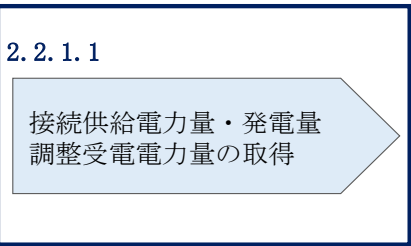


図 2-5 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得の手順

2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

一般送配電事業者から発動指令を受けた容量提供事業者は発動実績算定のため、発電量調整供給契約・接続供給契約・需要抑制量調整供給契約（託送契約等）を締結して

いる発電契約者・契約者（託送契約者）から、以下の情報を取得し、内容を確認してください。

- ・電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量又は接続供給電力量（※30分値×発動開始日時から6コマ）
- ・ベースライン算定に必要となる接続供給電力量（※30分値×指令日前30日分）

※発動実績算定のために必要となる30分値の取得ができることを予めご確認ください。

2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

本項では、ベースライン・発動実績の算定と登録について説明します（図 2-6 参照）。

2.2.2.1 ベースラインの算定

2.2.2.2 発動実績の算定

2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録

2.2.2.4 ベースライン・発動実績の登録結果の確認

2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

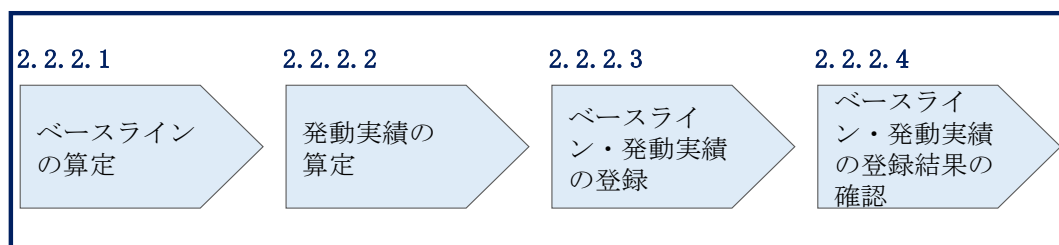


図 2-6 ベースライン・発動実績の算定と登録の手順

注：電源等差替が生じる場合、差替先電源が提供する供給力⁴は差替元電源が登録します。差替元電源は差替先電源から必要な算定諸元を受領し、差替先電源が提供する供給力を算定のうえ、差替先電源の発動実績算定諸元一覧を容量市場システムに登録してください。

2.2.2.1 ベースラインの算定

電源のベースライン又は需要抑制のベースラインを算定してください。

算定時は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）（Appendix.1 様式 1）を使用してください。

⁴ 差替先電源のベースライン・差替先電源から差替元電源に配分された発動実績

＜電源のベースラインの算定＞

電源のベースラインは0（1地点複数応札の場合は、当該安定電源のアセスメント対象容量※）とします。

※応札時に登録した『期待容量等算定諸元一覧』に記載されている「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。

＜需要抑制のベースラインの算定＞

DR⁵実施日当日を含まない直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の接続供給電力量を利用し、4日間の接続供給電力量のコマごとの平均値（以下、仮ベースライン）を算定してください。

次に、DR実施時間の5時間前から2時間前までの6コマについて、「（DR実施日当日のコマごとの接続供給電力量）－（仮ベースライン）」の平均値（以下、当日調整値）を算定してください。

最後に、DR実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値⁶を加算し、需要抑制のベースラインを算定してください。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは0とします。

注1：DR実施日当日を含まない直近5日間の対象について、以下を除外日とします。

- ・土曜、日曜及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）
- ・属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR実施日
- ・電力需給ひっ迫注意報・警報の発令期間中のDR実施日（申し出があった場合のみ。

注4参照）

- ・広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日のDR実施日（申し出があった場合のみ。注4参照）
- ・DR実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間のDR実施時間帯の平均需要量の25%未満となる日（図2-7参照）

注2：4日間の選定方法について

DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を

⁵ デイマンドレスポンスの略

⁶ 発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼（例外的な発動要請）の時間帯に1コマでも重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。これに該当する場合、発動日から5営業日以内にお申し出ください。

加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定した値とします。

それでもなお4日未満の場合は、平均需要量が総平均値の25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当し、平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象としてください。

注3：端数処理について

需要抑制のベースライン（需要端）の算定において、ベースライン（需要端）及び計算途中での端数処理は行わないでください。

注4：電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて

厳しい電力需給状況の場合、節電要請が発出されるため（例えば、2022年夏季など）、容量提供事業者においては、経済DRを実施することが想定されることから、ベースラインの算定において、以下のとおり取り扱います。

1. 経済DR実施日の取扱い

電力需給ひっ迫注意報若しくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認のうえ、ベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行います。また、広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済DRを実施した場合についても、同様に対応します。

2. お申し出の方法・期日

以下のとおり、容量提供事業者よりメールでお申し出ください。

- ・連絡先：youryou_rikuase@occto.or.jp
- ・メールタイトル：【XXXX（事業者コード）】2026年度発動指令 経済DR実施日の報告
- ・本文：事業者名及び担当者名
- ・期日：発動日から5営業日以内
- ・添付資料：容量提供事業者とDRを実施した需要家との契約書等、
実際にDR指令を行ったことを示す資料（指令時のメール等）、
経済DR実施日の報告フォーマット※

※指定様式は下記よりダウンロードしてください。なおファイル名は「経済DR_事業者コード_提出年月日」としてください。

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_taisyutsusyorui.html

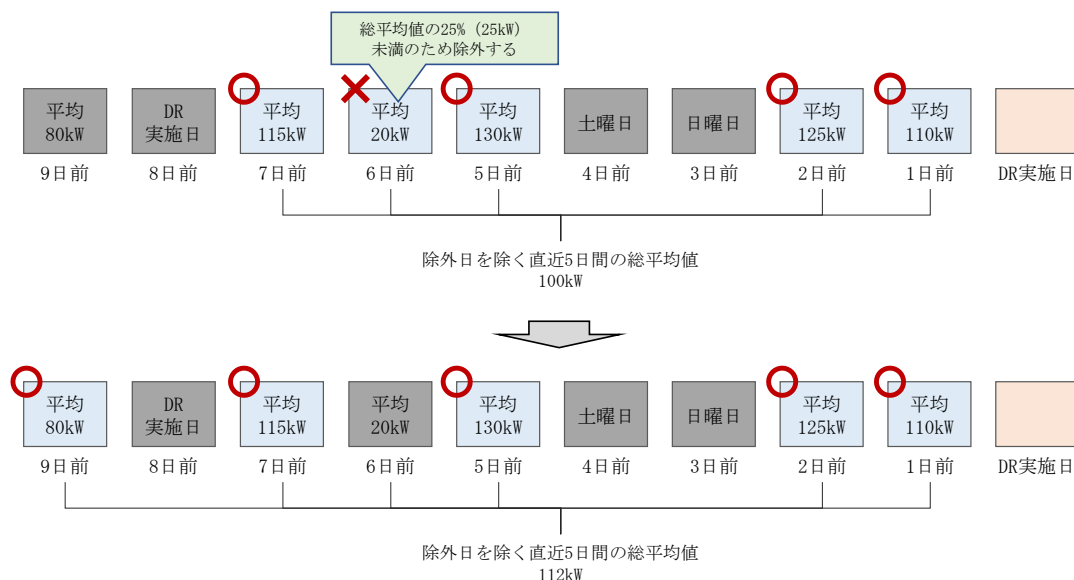


図 2-7 平日のベースライン設定における除外日のイメージ

2.2.2.2 発動実績の算定

電源又は需要抑制の発動実績を算定した上で、電源等リスト全体の発電実績[kWh]を算定してください。

なお、算定時は https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）（Appendix.1 様式1）を使用してください。

< 電源の発動実績の算定 >

コマごと、地点ごとに、発電量調整受電電力量から電源のベースラインを減じて、電源の発動実績[kWh]を算定してください。

< 需要抑制の発動実績の算定 >

コマごと、地点ごとに、需要抑制のベースライン（需要端）を算定し、当該ベースライン及び接続供給電力量を当該エリアの電圧区分ごとの損失率を考慮した送電端換算値に変換してください。変換後のベースライン（送電端）から接続対象電力量（送電端）を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定してください。

＜電源等リスト全体の発動実績の算定＞

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績[kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定してください。

＜リクワイアメント未達成量の算定方法＞

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値で除してコマごとの達成率（※）を算定し、1からコマごとの達成率を減じてコマごとの未達成率（※）を算定します。

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値にコマごとの未達成率を乗じてコマごとのリクワイアメント未達成量を算定します。

※負値となる場合は零とします⁷。

注1：kW換算について

各コマ、各地点の電源及び需要抑制の発動実績[kWh]の合計値は、6コマ×30分値であるため、kW値に変換するにあたり、6コマの合計値を3で除す必要があります。

従って、発動指令のリクワイアメント未達成量の算定においては、kW値に変換する際に、6コマのリクワイアメント未達成量の合計値を3で除します。

注2：端数処理について

- ・ ベースライン（送電端）[kWh]の高圧・特高は小数点以下第1位を四捨五入し、低圧は小数点以下第3位を四捨五入してください。
 - ・ 接続対象電力量（送電端）[kWh]の高圧・特高は小数点以下第1位を四捨五入し、低圧は小数点以下第3位を四捨五入してください。
- 上記以外は計算途中での端数処理を行わないでください。

注3：1地点複数応札の電源の発動実績が負となる場合について

1地点複数応札の電源において、地点全体の発電実績合計が当該安定電源のアセスメント対象容量（ベースライン）を下回っている場合、発動指令電源としての発動実績は負値とはせず、零として発動実績の算定を行います。

⁷ コマごとの達成率が負値となる場合は、電源等リスト全体の発動実績が負値となる場合です。また、コマごとの未達成率が負値となる場合は、電源等リスト全体の発動実績がアセスメント対象容量を上回る場合です。

2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録

ベースライン・発動実績の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）（Appendix.1 様式1）を使用してください（表 2-1、表 2-2、表 2-3、表 2-4、表 2-5 参照）。

発動実績算定諸元一覧には電源等リストに記載されている地点特定番号を記載してください。ただし、電源等リストの変更申込の期日以降、発動開始日時までに一般送配電事業者の都合等やむを得ない理由で地点特定番号が変更された場合は発動実績登録時に新旧番号の読替表を所定の様式にて証憑を添えて提出し、発動実績算定諸元一覧には変更後の地点特定番号を記載してください。

表 2-1 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入してください
②	事業者名	電源等リストに記入した事業者名を記入してください
③	事業者コード	電源等リストに記入した事業者コード（4桁）を記入してください
④	電源等リストの名称	電源等リストに記入した電源等リストの名称を記入してください
⑤	エリア名	電源等リストに記入したエリア名を選択してください
⑥	（リスト単位の）系統コード	電源等リストに記入した（リスト単位の）系統コード（5桁）を記入してください ※誤入力に注意してください。
⑦	発動開始日時	yyyymmdd hhmm 形式の半角英数字で発動開始日時を記入してください ※yyyymmdd と hhmm の間に半角スペースを空けてください。
⑧	アセスメント対象容量 [kW]	実効性テスト後に確定したアセスメント対象容量 [kW] を記入してください
⑨	発動実績（電源）	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 2-2 の記載項目（電源シート）の記入により自動算定されます。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイ

No.	項目	留意点
		ル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の10 ファイル目分の実績記入欄に10 ファイル目以降の実績を合算して入力してください。 ※リソースの行間に空白行は入れないでください。空白行以降の内容は、実績として評価されません。
⑩	発動実績（需要抑制）	発動実績算定諸元一覧が1 ファイルの場合、表 2-3 の記載項目（需要抑制シート）の記入により自動算定されます。ただし、発動実績算定諸元一覧が2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の10 ファイル目分の実績記入欄に10 ファイル目以降の実績を合算して入力してください。 ※リソースの行間に空白行は入れないでください。空白行以降の内容は、実績として評価されません。
⑪	発動実績（合計）	⑨⑩の記入により自動算定されます ※⑩⑪については実効性テスト時のみ有効です。
⑫	コマごとの達成率	
⑬	コマごとの未達成率	
⑭	コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]	
⑮	リクワイアメント未達成量[kWh]	
⑯	実効性テスト未達成量[kW]	
⑰	期待容量（実効性テスト後）[kW]	

表 2-2 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	電源等リストに記入した受電地点特定番号（22 桁）を記入してください ※誤入力に注意してください。また、発動開始日時時点の情報を記入してください。
②	電源等の名称	電源等リストに記入した電源等の名称を記入してください
③	BG コード	電源等リストに記入した BG コード（5 桁）を記入してください ※誤入力に注意してください。また、発動開始日時時点の情報を記入してください。
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分 ⁸ を記入してください
⑤	ベースライン[kWh]	「0」で固定 ※ 1 地点複数応札の場合は当該安定電源のアセスメント対象容量とします。
⑥	発電量調整受電電力量[kWh]	属地一般送配電事業者から取得した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入してください。 なお、④を記入した地点については、『表 2-4 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法』を参照して記入してください。 ※6 コマ分
⑦	発動実績[kWh]	⑥の記入により自動算定されます

⁸ 容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2025 年度）の「表 2-7 計量・仕訳区分」を参照してください。

表 2-3 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）

No.	項目	留意点
①	対象エリアの損失率[%]	属地一般送配電事業者の託送供給等約款を参照して電圧区分ごとに記入してください
②	供給地点特定番号	電源等リストに記入した供給地点特定番号（22桁）記入してください ※誤入力に注意してください。また、発動開始日時時点の情報を記入してください。
③	需要家名	電源等リストに記入した需要家名を記入してください
④	電圧区分	地点の供給電圧をもとに電圧区分（低圧、高圧、特高）を記入してください ※選択ミスに注意してください。また、各リソースについて、電源等リストで記入した電圧区分と同じ電圧区分を記入してください。
⑤	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分 ⁹ を記入してください
⑥	ベースライン（需要端） [kWh]	確定使用量を用いて、『2.2.2.1 ベースラインの算定』を参照して記入してください。 なお、分割供給の場合は全量の値を用いて算定したベースラインを記入してください。 自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入してください。 ※6 コマ分
⑦	接続供給電力量（需要端） [kWh]	属地一般送配電事業者から取得した確定使用量を参照して記入してください。 なお、分割供給の場合は全量の値を用いて算定した接続供給電力量を記入してください。 自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定した接続供給電力量を記入してください。 ※6 コマ分
⑧	ベースライン（送電端） [kWh]	①④⑥の記入により自動算定されます

⁹ 容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2025年度）の「表 2-7 計量・仕訳区分」を参照してください。

No.	項目	留意点
⑨	接続対象電力量（送電端） [kWh]	①④⑦の記入により自動算定されます
⑩	発動実績[kWh]	①④⑥⑦の記入により自動算定されます

表 2-4 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	項目	留意点
①	バイオマス（混焼）非 FIT 分	(1) バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算してください (2) 合算値×（100－バイオマス比率[%]※）÷100 によりコマごとの非 FIT 分の計量値を算出し記入してください ※バイオマス比率の有効桁数は小数点以下第一位まで。第二位以降がある場合は第二位を切り上げ。
②	バイオマス（混焼）FIT 分	FIT 分の実績は零を記入してください（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了した場合については①の非 FIT 分の実績が含まれます）
③	差分計量 非 FIT 分	差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入してください
④	按分計量 非 FIT 分	按分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入してください
⑤	部分買取	部分買取により仕訳された計量値について、電源等リストへ登録した地点ごとの BG コードにより確認し記入してください。なお、部分買取により仕訳された計量値であっても、電源等リストに記載されていない地点（BG コード）については、当該実績分は評価されません。
⑥	自己託送地点	発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BG コードにより確認し記入してください ※発動実績の算定において、自己託送分は発動計画等から控除し、アセスメントを実施します。

表 2-5 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	項目	留意点
①	分割供給（全量）	分割供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入してください
②	自己託送地点	自己託送需要以外（小売供給による需要）の接続供給電力量を記入してください

発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください¹⁰。

なお、電源等リストが 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、登録してください。

ファイル名は「エリア_発動実績（実需給期間中）_事業者コード_実需給年度・対象月日_電源等識別番号_A 枝番(ファイルを分割して提出する場合のみ)_R0.xlsx」としてください。また、発動実績算定諸元一覧を更新する場合のファイル名は「エリア_発動実績（実需給期間中）_事業者コード_実需給年度・対象月日_電源等識別番号_A 枝番(ファイルを分割して提出する場合のみ)_R 更新回数.xlsx」としてください。

例) 初回の提出の場合 (東京エリアにおける 2025 年 10 月 1 日分の発動実績報告)

東京_発動実績（実需給期間中）_0123_20251001_0123456789_A1_R0.xlsx

エリア 事業者コード 実需給年度 電源等識別番号 A 枝番 R0

・対象月日

※ファイルを分割しない場合、
A 枝番は不要です。

1 回目の更新の場合

東京_発動実績（実需給期間中）_0123_20251001_0123456789_A1_R1.xlsx

R 更新回数

2 回目の更新の場合

東京_発動実績（実需給期間中）_0123_20251001_0123456789_A1_R2.xlsx

容量市場システムの折り畳みメニュー>リクワイアメント・アセスメント>発動指令
>発動指令アセスメントデータ一覧画面、の順にリンクをクリックして、「発動指令
アセスメントデータ一覧画面」へ進んでください。

¹⁰ 記載項目入力後に、不要な空白が入っていないことを確認してください。

実需給年度、実需給月、発動指令回数を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「発動指令アセスメントデータ一覧」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「発動指令アセスメントデータ詳細画面」へ進んでください。

「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）を選択してください。発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）のファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-8 参照）。

なお、『1.4.1.2 供給力の提供』に記載の「発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースが需給調整市場で約定し、調整力指令に従って応動した結果、その電源等リストがアセスメント対象容量を下回った場合」については、その事象の発生要因が、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる資料¹¹（任意様式。ただし、拡張子は doc、docx、xls、xlsx、PDF のいずれかとし、ファイルサイズは 20MB 以下、ファイル名称は 50 文字以下としてください）を添付ファイルとしてアップロードしてください。アップロード手順は上記の「発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）」のアップロードと同様の手順で実施してください。また、「発動指令アセスメントデータ詳細画面」にて、「コメントー事業者記入」欄に、対象リソースの受電（供給）地点特定番号、需給調整市場の約定に関する以下の必要情報を記入してください（図 2-9 参照）。

○記入する情報

- ・対象リソースの受電（供給）地点特定番号
- ・需給調整市場の約定に関する ID（JBMSID を記載）

¹¹ 需給調整市場におけるペナルティ情報や需給調整市場の約定量、調整力指令の最大値等を示す資料を提出してください。

| 添付ファイル(発動実績算定諸元一覧)

図 2-8 発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ(アップロード時)

| 添付ファイル(発動実績算定諸元一覧)

図 2-9 発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ（コメント入力時）

2.2.2.4 ベースライン・発動実績の登録結果の確認

登録した発動実績算定諸元一覧が容量市場システムに正常に登録されているか確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー>リクワイアメント・アセスメント>発動指令>発動指令アセスメントデータ一覧画面、の順にリンクをクリックして、「発動指令アセスメントデータ一覧画面」へ進んでください。

「提出状況」で「未提出」を選択し、実需給年度と実需給月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「発動指令アセスメントデータ一覧」に条件に合致する電源等識別番号が表示される場合は、発動実績算定諸元一覧が正常に登録されていないため、『2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録』を参照して再登録してください。

なお、発動実績算定諸元一覧が正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 2-6 参照）。

表 2-6 発動実績算定諸元一覧（Excel）登録完了情報通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】発動実績算定諸元一覧（Excel）登録完了情報通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 発動実績算定諸元一覧ファイルの登録完了を通知いたします。 【実需給年度】 YYYY 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【電源等の名称】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

発動実績算定諸元一覧を誤った内容で登録してしまった場合は、『2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録』を参照して発動実績算定諸元一覧を再登録してください。

第3章 アセスメント結果への対応（発動指令）

本章では、アセスメント結果への対応（発動指令）に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き

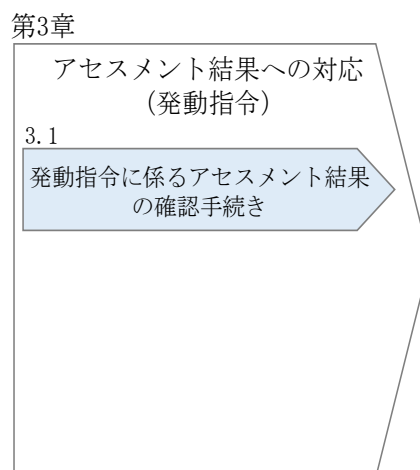


図 3-1 第3章の構成

注1：リクワイアメント対象となる電源について

発動指令のリクワイアメントは、一般送配電事業者から発動指令を受けた電源が対象となります。

注2：アセスメント対象となる発令について

発動指令は、1日1回までかつ年間12回までがアセスメントの対象になります。このため、1日複数回発令された場合、同日内の1回分のみがリクワイアメントの対象となります（リクワイアメント対象となる発令回は1回目の指令となります）。加えて、年間で13回目以降の発令（ただし、1日複数回発令された場合、発令回数を1回分として計算）はアセスメント及びペナルティの対象外となります。

注3：アセスメントの基準について

発動指令におけるアセスメントは、一般送配電事業者からの発動指令に対して、事業者が適切に供給力を提供しているかが基準となります。

一般送配電事業者からの発動指令に応じて提供した供給力が、アセスメント対象容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします。

注4：アセスメントの算定方法について

発動指令におけるアセスメントの具体的な算定方法は、『2.2.2.1 ベースラインの算定』・『2.2.2.2 発動実績の算定』を参照してください。

3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、発動指令に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

3.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

3.1.2 異議申立

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

3.1.4 ベースライン・発動実績の修正登録

3.1.5 確定したアセスメント結果の受領

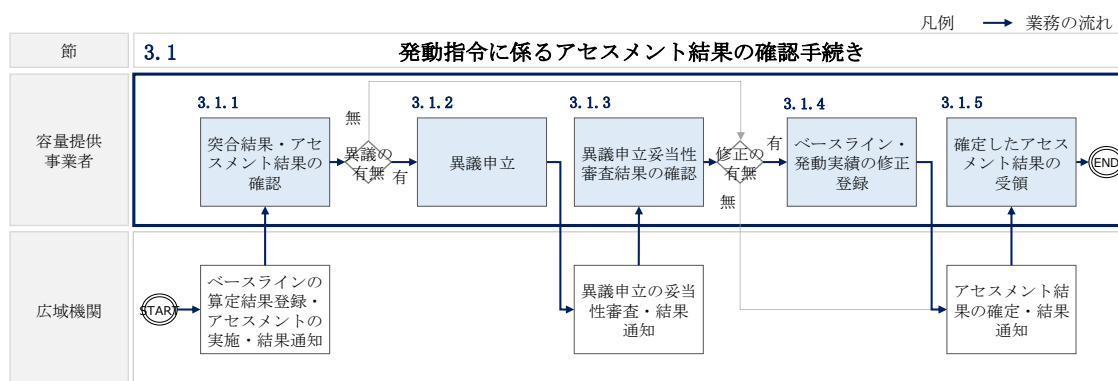


図 3-2 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

3.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

本項では、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果の確認について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

3.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

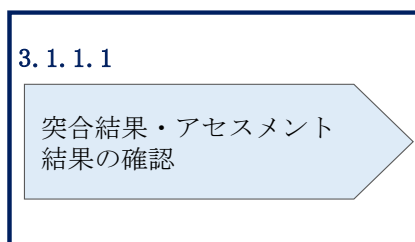


図 3-3 突合結果・アセスメント結果の確認の手順

3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が一致だった場合、突合結果をメールでは送付いたしません。発動実績（電源等リスト単位）の突合結果を容量市場システムで確認することができます。

一方、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致だった場合、その旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認してください（表 3-1 参照）。

表 3-1 発動実績の突合結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】発動実績の突合結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 対象電源の発動実績の突合結果が不一致のため、通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX 【電源等の名称】 XXXX 後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。

	電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者
	※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

<発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が一致だった場合>

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が一致だった場合は、突合結果をメールでは送付いたしません。以下の手順で発動実績（電源等リスト単位）の突合結果を容量市場システムで確認することが可能です。

「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」の「突合結果」で「一致」、「最新回次¹²／未達成のみ抽出」にて「最新回次かつリクワイアメント未達成」を選択し、算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する発動日が表示されますので、「発動日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（発動指令）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとに記載された発動実績（電源等リスト単位）の突合結果及びリクワイアメント未達量を確認してください（図 3-4 参照）。

¹² 本業務マニュアル末尾に掲載されている Appendix. 4 を参照。

メニュー

容量市場システム

ログイン日時：2020/3/23 12:00

ユーザ名 広域 太郎

ログアウト

アセスメント結果詳細画面(発動指令)

TOP > リクワイアメント・アセスメント > アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令 > アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令 > アセスメント結果詳細画面(発動指令)

発動日	YYYY/MM/DD	差替元/先	XXX			
差替ID	XXXXXXXXXX	事業者コード	NNNN	事業者名	NNNNNNNNNN	
エリア	NNN	電源等識別番号	NNNNNNNNNA	電源等区分の名称	NNNNNNNNNA	
回次	XXX	突合結果	NNN	メール送信日時	YYYY/MM/DD hh:mm	

電源等差替情報

差替元/先	差替ID	電源等識別番号	電源等の名称
差替元	-	XXXXXXXXXXA	NNNNNNNN
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXB	NNNNNNNN
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXC	NNNNNNNN

コマごとの突合結果やリクワイアメント未達成量を確認してください。

アセスメント結果詳細情報

対象日	差替ID	事業者コード	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	発動指令	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	アセスメント対象容量[kW]	X,XXX				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	事業者報告発動実績[kWh]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	広域機関算定発動実績[kWh]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	コマごとの突合結果	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント達成率[%]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント未達成率[%]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント未達成量[kWh]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント未達成量合計[kWh]	X,XXX				

図 3-4 アセスメント結果詳細画面（発動指令）の画面イメージ

＜発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致だった場合＞

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致だった場合は、発動実績（電源等リスト単位）及び発動実績（リソース単位）の突合結果を容量市場システムで確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー＞リクワイアメント・アセスメント＞アセスメント管理（共通）＞アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令、の順にリンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令」へ進んでください。

算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧（事業者毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」へ進んでください。

「突合結果」で「不一致」、「最新回次／未達成のみ抽出」にて「最新回次かつリクワイアメント未達成」を選択し、算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令

（検索結果）」に条件に合致する発動日が表示されますので、「発動日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（発動指令）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとに記載された発動実績（電源等リスト単位）の突合結果及びリクワイアメント未達成量を確認してください（図 3-4 参照）。また、「添付資料」にて発動実績（リソース単位）の突合結果ファイルのリンクをクリックすると発動実績（リソース単位）の突合結果ファイルがダウンロードされますので、必要に応じて内容を確認してください。

なお、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致の場合、『3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録』にてベースライン・発動実績の修正登録が必要です。また、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果に異議がある場合は、『3.1.2.1 異議申立』を参照し異議申立を行ってください。

3.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 3-5 参照）。

3.1.2.1 異議申立

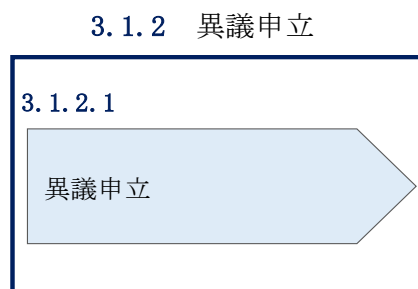


図 3-5 異議申立の手順

3.1.2.1 異議申立

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果に異議がある場合、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果が通知された旨のメールを受領した日を含めて7営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットに異議申立における注意事項を記載のうえ、メールに添付して送信してください（表 3-2 参照）。

アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマットは

https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/requirement_teisyutsusyorui.html からダウンロードする Excel ファイルを用いてください。

異議申立の根拠となる資料を添付する場合の添付ファイル名は「異議申立_事業者コード 実需給年度・対象月＋特徴」としてください（例：異議申立_XXXX¹³_202504 様式.xlsx、異議申立_XXXX¹³_202504 根拠.pdf）

¹³ 自身の事業者コードを記入してください。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（火）に通知メールを受領した場合、7月9日（水）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 3-2 突合結果・アセスメント結果に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	(YYYY/MM 対象) 【XXXX (事業者コード) ¹⁴ 】 突合結果・アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	- 事業者名称及び担当者名 - 対象実需給年度 - 対象月
添付資料	- アセスメント結果仮確定の異議申立フォーマット (異議申立の内容及びその根拠を具体的に記載) - 異議申立の根拠となる資料 (必要に応じて)

¹⁴ 自身の事業者コードを記入してください。

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

3.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

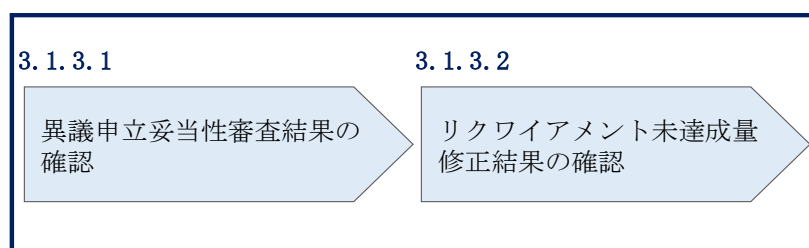


図 3-6 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

3.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『3.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認』を参照してください。審査結果が不合格の場合、『3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録』を参照し、ベースライン・発動実績を修正登録してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のいずれかのメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_unei@youryou2.occto.or.jp
youryou_rikuase@occto.or.jp

3.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成量を修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー>リクワイアメント・アセスメント>アセスメント管理（共通）>アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令、の順にリンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令」へ進んでください。

算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧（事業者毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」へ進んでください。

「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」の「最新回次／未達成のみ抽出」にて「最新回次かつリクワイアメント未達成」を選択し、算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する発動日が表示されますので、「発動日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（発動指令）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマごとに記載された発動実績（電源等リスト単位）の突合結果及びリクワイアメント未達成量を確認してください。

3.1.4 ベースライン・発動実績の修正登録

本項では、ベースライン・発動実績の修正登録について説明します（図 3-7 参照）。

3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録

3.1.4 ベースライン・発動実績の修正登録

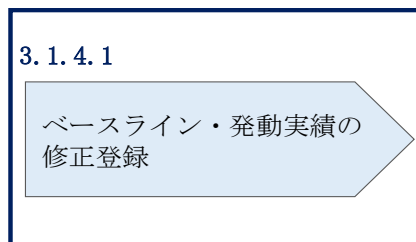


図 3-7 ベースライン・発動実績の修正登録の手順

3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録

ベースライン・発動実績の修正登録が必要な場合、『2.2.2.1 ベースラインの算定』・
『2.2.2.2 発動実績の算定』を参照してベースライン・発動実績を修正のうえ、
『2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録』を参照してベースライン・発動実績を登
録してください。

3.1.5 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 3-8 参照）。

3.1.5.1 確定したアセスメント結果の受領

3.1.5 確定したアセスメント結果の受領

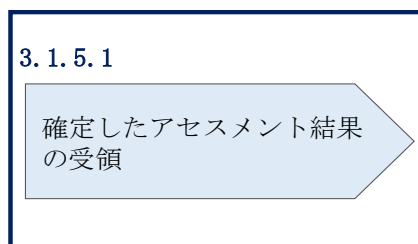


図 3-8 確定したアセスメント結果の受領の手順

3.1.5.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認してください（表 3-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立を行わなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 3-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 リクワイメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 発動指令への対応 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

Appendix.1 様式一覧

様式 1 発動実績算定諸元一覧

様式 1 発動実績算定諸元一覧
発動実績シート

様式1 発動実績算定諸元一覧

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	
アセスメント対象容量[kW]	

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄						実効性テスト時のみ有効		
コマごとの達成率						コマごとの未達成率						コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]						リクワイアメント未達成量[kWh]	実効性テスト未達成量[kW]	期待容量（実効性テスト後）[kW]
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄					
発動実績（合計）[kWh]						発動実績（電源）[kWh]						発動実績（需要抑制）[kWh]					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項 ※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1 ファイル目の発動実績シートのみ2 ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。
(2ファイル目)

・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(3ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(4ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(5ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(6ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(7ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(8ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(9ファイル目) ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(10ファイル目)※ ・ kWh値を入力						・ kWh値を入力					
発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の合算値を入力

電源シート

発動実績算定諸元一覧

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源（電源）
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
（リスト単位の）系統コード	
発動開始日時	

注意
事項

・電源等リストに電源とし
て登録した地点を全て記載

・同左

・同左

・同左

・固定値

・ kWh値を入力

・自動算定欄

No.	受電地点特定番号	電源等の名称	BGコード	計量・仕訳区分	ベースライン[kWh]						発電量調整受電電力量[kWh]						発動実績[kWh]					
					1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
1					0	0	0	0	0	0												
2					0	0	0	0	0	0												
3					0	0	0	0	0	0												
4					0	0	0	0	0	0												
5					0	0	0	0	0	0												
6					0	0	0	0	0	0												
7					0	0	0	0	0	0												
8					0	0	0	0	0	0												
9					0	0	0	0	0	0												
10					0	0	0	0	0	0												
11					0	0	0	0	0	0												
12					0	0	0	0	0	0												
13					0	0	0	0	0	0												
14					0	0	0	0	0	0												
15					0	0	0	0	0	0												
16					0	0	0	0	0	0												
17					0	0	0	0	0	0												
18					0	0	0	0	0	0												
19					0	0	0	0	0	0												
20					0	0	0	0	0	0												

Appendix.2 図表一覧

図 1-1	本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ.....	4
図 1-2	電源等差替を実施していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル.....	6
図 1-3	電源等差替を実施している事業者が確認すべきマニュアル.....	7
図 1-4	本業務マニュアルの構成（第1章除く）.....	8
図 1-5	発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等 が登録・提出すべき算定諸元の一覧.....	9
図 2-1	第2章の構成.....	15
図 2-2	発動指令回数の実績確認の詳細構成.....	17
図 2-3	発動指令回数の実績確認の手順.....	17
図 2-4	ベースライン・発動実績の算定と登録の詳細構成.....	19
図 2-5	接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得の手順.....	19
図 2-6	ベースライン・発動実績の算定と登録の手順.....	21
図 2-7	平日のベースライン設定における除外日のイメージ.....	24
図 2-8	発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ(アップロード時) ..	33
図 2-9	発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ（コメント入力時）	33
図 3-1	第3章の構成.....	36
図 3-2	発動指令に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成.....	38
図 3-3	突合結果・アセスメント結果の確認の手順.....	38
図 3-4	アセスメント結果詳細画面（発動指令）の画面イメージ.....	41
図 3-5	異議申立の手順.....	43
図 3-6	異議申立妥当性審査結果の確認の手順.....	45
図 3-7	ベースライン・発動実績の修正登録の手順.....	47
図 3-8	確定したアセスメント結果の受領の手順.....	48
表 1-1	リクワイアメント対応（発動指令電源）業務の主なスケジュール.....	5
表 2-1	発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）.....	26
表 2-2	発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）.....	28
表 2-3	発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）.....	29
表 2-4	電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	30
表 2-5	需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	31
表 2-6	発動実績算定諸元一覧（Excel）登録完了情報通知メールイメージ.....	35
表 3-1	発動実績の突合結果通知メールイメージ.....	39
表 3-2	突合結果・アセスメント結果に対する異議申立に係るメールの記載項目 ..	44
表 3-3	リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ.....	49

Appendix.3 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中リクワイアメント対応（発動指令電源）編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと。

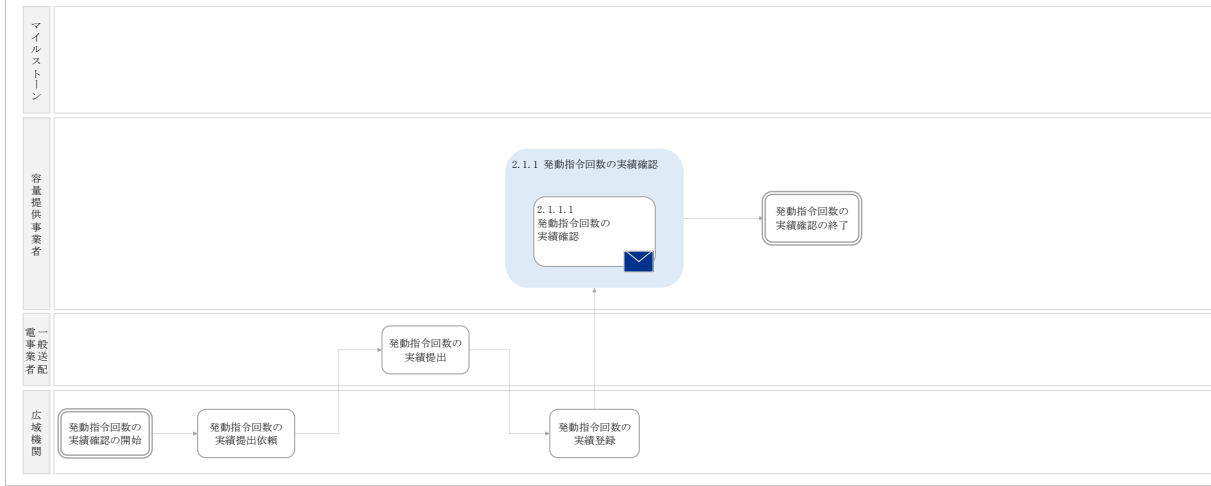
なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、業務手順全体図に記載をしております。業務手順全体図では、対象実需給月をN月としております。

Appendix. 4 実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集

No.	用語	意味	記載箇所(一例)
1	最新回次	容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録又は算定されたものを意味する。 このため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、基本的に検索画面上で最新回次を指定して検索を実施する。	3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認
2	発電量調整受電電力量	受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量	2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得
3	差替配分供給力	差替先電源から差替元電源に対して配分された供給力	2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

第2章：算定諸元登録（発動実績）

2.1 発動指令回数の実績確認



第2章：算定諸元登録（発動実績）

2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録





第3章：アセスメント結果への対応（発動指令）

3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き

